

# 「障害者差別解消法」をご存知ですか？



この法律は、障がいを理由とする差別をなくし、障がいのある人もない人も、互いにその人らしさを認め合い・支え合いながら、共に生きる社会・誰もが安心して暮らせる社会を目指す法律です。(平成28年4月1日施行)

・・ポイントは「不当な差別的取扱いの禁止」「合理的配慮の提供」です・・

ふとう さ べつてきとりあつか

## 《不当な差別的取扱いの禁止》

役場や会社、店などの事業者が、障がいのある人に対して、正当な理由なく障がいを理由として差別することを禁止しています。



### ★差別的取扱いの例

- ◆車いす、または補助犬同伴だから店に入れない。
- ◆障がいがあるから、習い事・スポーツクラブの入会ができない。
- ◆障がいがあることが理由で、アパートを貸してくれない。

ごうりてき はいりょ ていきよう

## 《合理的配慮の提供》

役場や会社、店などの事業所に対して、障がいのある人から「何らかの対応を必要としている」との意思が伝えられたときに、負担になり過ぎない範囲で対応する事を求めています。



### ★合理的配慮の例

- ◆耳や目が不自由な方に、筆談やゆっくりとした読み上げを行う。
- ◆高いところに置かれた物・商品を取って渡す。
- ◆本人が希望する方法でていねいにわかりやすい説明を行う。

みんなで障がいを正しく知り、障がい差別のない社会をつくっていきましょう。

困ったことがありましたら下記までご相談ください。

お問い合わせ先 総合保健福祉センター里楽(障がい福祉担当:伊藤) TEL55-2151

相談支援センターつの(相談員:濱口、笹岡) TEL55-2751

TEL090-7625-2208

共通FAX 55-2119